

電気需給約款別表

第1表 電力料金表

【東北電力エリア】

(1) 東北パワープラン[B]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	1098.90 円
		40A	1465.20 円
		50A	1831.50 円
		60A	2197.80 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	30.77 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.95 円
	300kWh 超過分		39.74 円

(2) 東北パワープラン[C]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	368.50 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	30.03 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.17 円
	300kWh 超過分		39.74 円

(3) 東北パワープラン[低圧電力]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	1067.00 円
電力量料金	夏季	1kWh	31.50 円
	その他季		30.48 円

(4) 東北パワープラン[オール電化]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	6kVA(kW) 以下の場合 1 契約につき	1 契約	1485.00 円

	6kVA(kW)を超え 10kVA(kW)までの場合 1 契約につき	1kVA(kW)・月額	2310.00 円
	10kVA(kW)を超える 1kVA(kW)につき		365.00 円
電力量料金	昼間 (最初の 80kWh まで)	1kWh	37.38 円
	昼間 (80kWh 超過 200kWh まで)		46.13 円
	昼間 (200kWh 超過分)		49.34 円
	夜間・休日		24.24 円

【東京電力エリア】

(1) 関東電力プラン[B]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	885.72 円
		40A	1180.96 円
		50A	1476.20 円
		60A	1771.44 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	30.04 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.15 円
	300kWh 超過分		35.97 円

(2) 関東電力プラン[C]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	295.24 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	32.69 円
	120kWh 超過 300kWh まで		33.91 円
	300kWh 超過分		35.95 円

(3) 関東電力プラン[低圧電力]

(税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW・月額	801.86 円

電力量料金	夏季	1kWh	29.92 円
	その他季		29.23 円

(4) 関東電力プラン[オール電化]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	885.72 円
		40A	1180.96 円
		50A	1476.20 円
		60A	1771.44 円
	6kVA(kW)以上 1kVAにつき	1KVA (kW)	284.24 円
電力量料金	昼間	1kWh	36.08 円
	夜間		27.26 円

(5) CO2 フリープラン(実質再生可能エネルギー100%)

関東電力プランの全てが対象で、CO2 フリーオプションとして、ご契約の該当プラン電力量料金単価に 4.40 円(税込)を加算した単価となります。

【中部電力エリア】

(1) 中部パワープラン[B]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	848.10 円
		40A	1130.80 円
		50A	1413.50 円
		60A	1696.20 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	21.33 円
	120kWh 超過 300kWh まで		25.80 円
	300kWh 超過分		28.75 円

(2) 中部パワープラン[C]

(税込)

区分	単位	料金単価
----	----	------

基本料金		1kVA	282.70 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	21.33 円
	120kWh 超過 300kWh まで		25.19 円
	300kWh 超過分		27.35 円

(3) 中部パワープラン[低圧電力]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	1121.54 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.33 円
	その他季		15.78 円

(4) 中部パワープラン[オール電化]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約容量 10kVA まで	1 契約	1552.43 円
	10kVA 以上 1kVA につき	1kVA(kW)・月額	288.42 円
電力量料金	デイトタイム	1kWh	37.84 円
	ホームタイム		27.95 円
	ナイトタイム		16.10 円

【関西電力エリア】

(1) 大阪電力ファミリーA

(税込)

区分		単位	料金単価 (春秋季)	料金単価 (その他季)
最低料金 (最初の 15kWh まで)		1 契約・月額	434.78 円	434.78 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	20.71 円	20.71 円
	120kWh 超過 200kWh まで		27.26 円	27.26 円
	200kWh 超過 300kWh まで		21.92 円	23.22 円
	300kWh 超過分		24.97 円	26.37 円

(2) 大阪電力ビジネス B

(税込)

区分		単位	料金単価 (春秋季)	料金単価 (その他季)
基本料金		1kVA	377.34 円	377.34 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	16.53 円	16.53 円
	120kWh 超過 300kWh まで		20.45 円	20.45 円
	300kWh 超過分		23.46 円	23.46 円

(3) 大阪電力ビジネス動力

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	993.04 円
電力量料金	春秋季	1kWh	13.13 円
	その他季		14.62 円

(4) 大阪電力プラン[オール電化]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1 契約	2299.40 円
	上記をこえる 1 キロワットにつき	1kW	397.14 円
電力量料金	デイトタイム夏季	1kWh	27.50 円
	デイトタイム冬季		27.50 円
	デイトタイムその他季		25.00 円
	リビングタイム		21.73 円
	ナイトタイム		14.44 円

(5) CO2 ゼロプラン(実質再生可能エネルギー100%)

大阪電力プランの全てが対象で、CO2 フリーオプションとして、ご契約の該当プラン電力量料金単価に 2.00 円(税込)を加算した単価となります。

【中国電力エリア】

(1) 瀬戸内電力プラン[A]

(税込)

区分	単位	料金単価
最低料金 (最初の 15kWh まで)	1 契約・月額	542.57 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	34.71 円
	120kWh 超過 200kWh まで	41.39 円
	200kWh 超過 300kWh まで	39.18 円
	300kWh 超過分	39.65 円

(2) 瀬戸内電力プラン[B]

(税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kVA	391.20 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	30.20 円
	120kWh 超過 300kWh まで	35.69 円
	300kWh 超過分	37.37 円

(3) 瀬戸内電力プラン[低圧電力]

(税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW・月額	1092.30 円
電力量料金	夏季	26.98 円
	その他季	25.69 円

(4) 瀬戸内電力プラン[オール電化]

(税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1 契約	1839.30 円
	上記をこえる 1 キロワットにつき	1kW	444.30 円
電力量料金	デイトタイム夏季	1kWh	45.62 円
	デイトタイムその他季		43.62 円
	ナイトタイム		28.79 円
	ホリデータイム		28.79 円

(5) 瀬戸内電力シンプルプラン[A]

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		1kVA	759.68 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	32.75 円
	120kWh 超過 300kWh まで		39.43 円
	300kWh 超過分		38.23 円

(6) 瀬戸内電力シンプルプラン[B]

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	447.97 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	30.06 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.15 円
	300kWh 超過分		36.12 円

(7) 瀬戸内電力シンプルプラン[低圧電力]

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	1129.00 円
電力量料金	夏季	1kWh	26.80 円
	その他季		25.51 円

(8) カーボンフリープラン(実質再生可能エネルギー100%)

瀬戸内電力プランの全てが対象で、CO2 フリーオプションとして、ご契約の該当プラン電力量料金単価に 3.00 円(税込)を加算した単価となります。

【四国電力エリア】

(1) ファミリーA

(税込)

区分	単位	料金単価	料金単価
		(春秋季)	(その他季)
最低料金（最初の 11kWh まで）		1 契約・月額	439.40 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.11 円
	120kWh 超過 200kWh まで		37.47 円

	200kWh 超過 300kWh まで	34.08 円	35.03 円
	300kWh 超過分	36.21 円	38.20 円

(2) ビジネス B

(税込)

区分		単位	料金単価 (春秋季)	料金単価 (その他季)
基本料金		1kVA	359.70 円	359.70 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	26.01 円	26.01 円
	120kWh 超過 300kWh まで		30.99 円	30.99 円
	300kWh 超過分		33.62 円	34.90 円

(3) 低圧電力

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	1105.56 円
電力量料金	春秋季	1kWh	24.54 円
	その他季		25.98 円

(4) オール電化 F

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1 契約	1346.48 円
	上記をこえる 1 キロワットにつき	1kW	561.00 円
電力量料金	平日昼間	1kWh	39.98 円
	夜間・休日		30.21 円

(5) オール電化 M

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1 契約	1416.56 円
	上記をこえる 1 キロワットにつき	1kW	429.00 円
電力量料金	平日昼間	1kWh	41.90 円
	夜間・休日		28.64 円

(6) シンプルプラン A

(税込)

区分	単位	料金単価
最低料金 (最初の 11kWh まで)	1 契約・月額	666.89 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	30.65 円
	120kWh 超過 300kWh まで	37.27 円
	300kWh 超過分	37.80 円

(7) シンプルプラン B

(税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kVA	397.10 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	27.25 円
	120kWh 超過 300kWh まで	32.78 円
	300kWh 超過分	34.27 円

(8) シンプルプラン低圧電力

(税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW・月額	1120.38 円
電力量料金	夏季	25.97 円
	その他季	24.53 円

(9) BizMINT[A]プラン

区分	単位	料金単価
最低料金 (最初の 11kWh まで)	1 契約・月額	666.89 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	30.65 円
	120kWh 超過 300kWh まで	37.27 円
	300kWh 超過分	38.58 円

(10) CO2 フリープラン (実質再生可能エネルギー100%)

四国エリアプランの全てが対象で、CO2 フリーオプションとして、ご契約の該当プラン電力量料金単価に 4.00 円(税込)を加算した単価となります。

【九州電力エリア】

(1) 九州パワープラン[B]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	948.72 円
		40A	1264.96 円
		50A	1581.20 円
		60A	1897.44 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	18.33 円
	120kWh 超過 200kWh まで		23.93 円
	200kWh 超過 300kWh まで		22.78 円
	300kWh 超過分		22.75 円

(2) 九州パワープラン[C]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	286.54 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	17.45 円
	120kWh 超過 300kWh まで		22.78 円
	300kWh 超過分		23.79 円

(3) 九州パワープラン[低圧電力]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	922.03 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.31 円
	その他季		15.63 円

(4) 九州パワープラン[オール電化]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電力 10kW 以下	1 契約	1726.90 円
	契約電力 10kW を超える 15kW まで	1 契約	4688.60 円
	契約電力 15kW を超える 1kW ごと	1kW	530.74 円

電力量料金	平日昼間・夏冬	1kWh	27.66 円
	平日昼間・春秋		24.77 円
	休日昼間・夏冬		22.04 円
	休日昼間・春秋		18.64 円
	夜間		14.03 円

第 2 表 事務手数料

(1) 適用 お客さまが電気料金(月額)および電気ご使用量の明細の郵送によるお知らせを希望した場合、(2)に規定する事務手数料を要します。

(2) 事務手数料 165 円(税込)

第 3 表 電源調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と仕入調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「第 4 表 燃料費調整額」および「第 5 表 仕入調整費」の定めに従うものとします。

電気料金の内訳について

電気料金内訳
基本料金(最低料金)
電力量料金
電源調達調整費(燃料費調整額)
電源調達調整費(仕入調整費)
再生可能エネルギー発電促進賦課金

※電源調達調整費＝燃料費調整額＋仕入調整費

第 4 表 燃料費調整額

以下のプランのお客様

東北パワープラン[B]/東北パワープラン[C]/東北パワープラン[低圧電力]/東北パワープラン[オール電化]/関東電カプラン[B]/関東電カプラン[C]/関東電カプラン[低圧電力]/関東電カプラン[オール電化]/関東電カプラン[B]F/関東電カプランB(S)/関東電カプランC(S)/関東電カプラン低圧電力(S)/中部パワープラン[B]/中部パワープラン[C]/中部パワープラン[低圧電力]/中部パワープラン[オール電化]/中部パワープラン[B]F/北陸パワープラン[B]F/北陸パワープラン[C]F/大阪電カファミリーA/大阪電カビジネス B/大阪電カビジネス動力/大阪電カプラン[オール電化]/大阪電カプラン[A]/大阪電カプラン[B]/大阪電カプラン[低圧電力]/大阪電カファミリー

AF/大阪電カプラン A(S)/大阪電カプラン B(S)/大阪電カプラン低圧電力(S)/大阪電カプラン非常用(S)/瀬戸内電カプラン[A]/瀬戸内電カプラン[B]/瀬戸内電カプラン[低圧電力]/瀬戸内電カプラン[オール電化]/瀬戸内電カプラン A(S)/瀬戸内電カプラン B(S)/瀬戸内電カプラン低圧電力(S)/ファミリーA/ビジネス B/低圧電力/オール電化 F/オール電化 M/お家でんき A/仕事でんき B/低圧電力/ファミリーAF/お家でんき A(S)/仕事でんき B(S)/低圧電力(S)/九州パワープラン[B]/九州パワープラン[C]/九州パワープラン[低圧電力]/九州パワープラン[オール電化]

燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。

$$\text{燃料費調整額} = (1) \text{で算出された燃料費調整単価} \times (2) \text{で算出された} j \text{ 係数}$$

以下のプランのお客様

シンプルプラン A/シンプルプラン B/シンプルプラン低圧電力/ BizMINT[A]プラン/瀬戸内電カシンプルプラン[A]/瀬戸内電カシンプルプラン[B]/瀬戸内電カシンプルプラン[低圧電力]

燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。

$$\text{燃料費調整額} = (1) \text{で算出された燃料費調整単価}$$

(1) 燃料費調整単価

【東北電力ネットワークエリア】東北電力株式会社が公表する低圧電気標準約款(2023年6月1日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客様へ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500) \times \text{口の基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき 19 銭 7 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

(離島平均燃料価格 - 79,300) × 二の離島基準単価 ÷ 1,000

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 1厘

【東京電力パワーグリッドエリア】東京電力エナジーパートナー株式会社が公表する電気需給約款[低圧](令和5年6月1日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100) \times \text{ロの基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 18銭3厘

【中部電力パワーグリッドエリア】中部電力ミライズ株式会社が公表する低圧個別要綱(2023年4月1日実施)。同要綱が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900) \times \text{ロの基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき 23 銭 3 厘

【北陸電力送配電エリア】北陸電力株式会社が公表する低圧特別約款(基本契約要綱)(2023年4月1日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800) \times \text{口の基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間

毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき 16銭5厘

【関西電力送配電エリア】関西電力株式会社が公表する電気供給条件(低圧)(2023年4月1日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100) \times \text{ロの基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から8月31日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき 16 銭 5 厘

【中国電力ネットワークエリア】

シンプルプランの場合は以下の通りといたします。

中国電力株式会社が公表する電気特定小売供給約款(2023 年 6 月 1 日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、平均燃料価格の上限は 120,500 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300) \times \text{口の基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から8月31日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日 までの期間(翌年がうるう年となる場 合は翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間
--	-----------------------------------

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき 21 銭 2 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間に おける 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間に おける 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円とします。ただし、平均燃料価格の上限は 119,000 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (79,300 - \text{平均燃料単価}) \times \text{二の基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金が適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

二 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金：1契約につき最初の15キロワット時まで1銭7厘

電力量料金：上記をこえる1キロワット時につき1厘

ロ イ以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき1厘

シンプルプラン以外の場合は以下の通りといたします。

中国電力株式会社が公表する電気サービス約款(2023年6月1日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300) \times \text{口の基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき 21 銭 2 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間に おける1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間に おける1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300円とします。ただし、平均燃料価格の上限は119,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (79,300 - \text{平均燃料単価}) \times \text{ニの基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次

の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

二 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金：1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 1 銭 7 厘

電力量料金：上記をこえる 1 キロワット時につき 1 厘

ロ イ以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 1 厘

【四国電力送配電エリア】

シンプルプランの場合は以下の通りといたします。

四国電力株式会社が公表する特定小売供給約款(2023 年 6 月 1 日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、平均燃料価格の上限は 120,000 円とします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000) \times \text{ロの基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 15 銭 4 厘

シンプルプラン以外のプランの場合は以下の通りといたします。

四国電力株式会社が公表する電気需給条件[低圧](2023年6月1日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000) \times \text{ロの基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき 15銭4厘

【九州電力送配電エリア】九州電力株式会社が公表する電気供給条件[低圧](令和5年4月1日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400) \times \text{ロの基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間

毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき 13銭6厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 52,500) \times \text{この離島基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(二) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 3 厘

(2) j 係数の算出基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下、「JEPX」という。)のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間で 0 時から 24 時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」という。)に応じて、以下に定める j 係数の還元または追加請求をおこなうものとします。

イ 還元

燃料費調整単価がマイナス時(還元)、j 係数は以下の係数とします。

還元値(マイナス単価)	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
7.50 円/kWh 以上～	0.00
7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満	0.10
6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満	0.20
6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満	0.30
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0.40
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0.50
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0.60
4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0.70
3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満	0.80
3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満	0.90
0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満	1.00

ロ 請求

燃料費調整単価がプラス時(請求)、j 係数は以下の係数とします。

請求値(プラス単価)	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
7.50 円/kWh 以上～	1.00
7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満	0.90
6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満	0.80
6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満	0.70
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0.60
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0.50
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0.40
4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0.30
3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満	0.20
3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満	0.10
0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満	0.00

ハ j 係数における JEPX24 時間平均単価の算定月

お客様の検針日の属する月(以下「N」という。)を基準とし、N-2 月の JEPX24 時間平均単価によって算定します。

ニ j 係数の基準値の改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

第 5 表 仕入調整費

各契約種別における料金につき、第 4 表(2)で算出された調達単価に応じて、以下に定める仕入調整費の還元または追加請求を行うものとします。

(1) 適用プラン

東北パワープラン[B]/東北パワープラン[C]/東北パワープラン[低圧電力]/東北パワープラン[オール電化]/関東電カプラン[B]/関東電カプラン[C]/関東電カプラン[低圧電力]/関東電カプラン[オール電化]/関東電カプラン[B]F/関東電カプランB(S)/関東電カプランC(S)/関東電カプラン低圧電力(S)/中部パワープラン[B]/中部パワープラン[C]/中部パワープラン[低圧電力]/中部パワープラン[オール電化]/中部パワープラン[B]F/北陸パワープラン[B]F/北陸パワープラン[C]F/大阪電カファミリーA/大阪電カビジネス B/大阪電カビジネス動力/大阪電カプラン[オール電化]/大阪電カプラン[A]/大阪電カプラン[B]/大阪電カプラン[低圧電力]/大阪電カファミリーAF/大阪電カプラン A(S)/大阪電カプラン B(S)/大阪電カプラン低圧電力(S)/大阪電カプラン非常用(S)/瀬戸内電カプラン[A]/瀬戸内電カプラン[B]/瀬戸内電カプラン[低圧電力]/瀬戸内電カプラン[オール電化]/瀬戸内電カプラン A(S)/瀬戸内電カプラン B(S)/瀬戸内

電力プラン低圧電力(S)/ファミリーA/ビジネス B/低圧電力/オール電化 F/オール電化 M/お家でんき A/仕事でんき B/低圧電力/ファミリーAF/お家でんき A (S)/仕事でんき B(S)/低圧電力(S)/九州パワープラン[B]/九州パワープラン[C]/九州パワープラン[低圧電力]/九州パワープラン[オール電化]

(2) 還元基準値および追加請求基準値の設定

イ 独自係数 α

当社が負担する容量市場拠出金を基に算定します。

ロ 還元基準値

当月調達単価が 5 円 00 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める仕入調整費(還元)を差し引き、独自係数 α × 使用電力量(kWh)を加えるものとします。

ハ 追加請求基準値

当月調達単価が 15 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める仕入調整費(追加請求)と独自係数 α × 使用電力量(kWh)を加えるものとします。

二 当月調達単価が 5 円 00 銭以上、15 円 00 銭以下の場合、各契約種別における料金に、独自係数 α × 使用電力量(kWh)を加えるものとします。

ホ 還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数 α の改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数 α の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

(3) 仕入調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、仕入調整費の端数は、小数点以下第 3 位で四捨五入します。

仕入調整費の還元

(還元基準値 - 調達単価) × 使用電力量(kWh) × 100%

仕入調整費の追加請求

(調達単価 - 追加請求基準値) × 使用電力量(kWh) × 100%

(4) 仕入調整費の適用

仕入調整費は、2022 年 5 月検針分から適用とします。

第 6 表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基

づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第7表 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1)過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ 前3月間の月間使用電力量による場合

前3月間の月間使用電力量／前3月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

(2)使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3)取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数

(4)参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5)公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量／{100パーセント+(±誤差率)}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

第 8 表 日割り計算の基本算定

(1)日割り計算の基本算定は、次のとおりとします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

1 月の該当料金 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

ロ 電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

- ① 東北パワープラン[B] / 関東電力プラン[B] / 中部パワープラン[B] / 関東電力プラン[B]F / 関東電力プラン[B]S / 中部パワープラン[B]F / 北陸パワープラン[B]F / 関東電力 CO2 フリープラン[B]

第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ② 九州パワープラン[B]

第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量 = 80 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 3 段階料金適用電力量 = 100 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ③ 東北パワープラン[C]／関東電カプラン[C]／中部パワープラン[C]／電気ガス併用プラン電灯 C／九州パワープラン[C]／関東電カプラン[C]F／関東電カプラン[C]S /中部パワープラン[C]F／北陸パワープラン[C]F／関東電力 CO2フリープラン[C]

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ④ 大阪電力ファミリーA／瀬戸内電カプラン[A]／大阪電カプラン[A]／大阪電カプラン[A]S／瀬戸内電カプラン[A]F／瀬戸内電カプラン[A]S／CO2 ゼロプラン[A]／カーボンフリープラン[A]

最低料金適用電力量＝15 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量＝105 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 3 段階料金適用電力量＝100 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ⑤ 瀬戸内電カシンプルプラン A/大阪電力ファミリーAF

最低料金適用電力量＝15 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量＝105 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- ⑥ 大阪電力ビジネス B／瀬戸内電力プラン[B]／ビジネス B／大阪電力プラン[B]／大阪電力ビジネス BF／大阪電力ビジネス[B]S／瀬戸内電力プラン[B]F／瀬戸内電力プラン[B]S／仕事でんき[B]／ビジネス BF／仕事でんき[B]S／CO2 ゼロプラン[B]／カーボンフリープラン[B]／CO2 フリープラン[B]／瀬戸内電力シンプルプラン B/シンプルプラン B

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます

- ⑦ ファミリーA／お家でんき A／ファミリーAF／CO2 フリープラン[A]

最低料金適用電力量＝11 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量＝109 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 3 段階料金適用電力量＝100 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第3段階料金適用電力量とは、200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

⑧ シンプルプラン A/ BizMINT[A]プラン

最低料金適用電力量＝11キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量＝109キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝80キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により

区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

第 9 表 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 東北パワープラン[B]／関東電力プラン[B]／中部パワープラン[B]／電気ガス併用プラン電灯 B／九州パワープラン[B]／関東電力プラン[B]F／関東電力プラン[B]S／中部パワープラン[B]F／北陸パワープラン[B]F／関東電力 CO2 フリープラン[B]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電流が 30 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- ① 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 60 アンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。
- ② 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電

流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 東北パワープラン[C]／関東電カプラン[C]／中部パワープラン[C]／九州パワープラン[C]／関東電カプラン[C]F／関東電カプラン[C]S／中部パワープラン[C]F／北陸パワープラン[C]F／関東電力 CO2 フリープラン[C]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(3) 大阪電力ファミリーA／瀬戸内電カプラン[A]／ファミリーA／大阪電カプラン[A]／大阪電力ファミリー[A]F／大阪電力ファミリー[A]S／瀬戸内電カプラン[A]F／お家でんき A／ファミリーAF／CO2 ゼロプラン[A]／カーボンフリープラン[A]／CO2 フリープラン[A]／瀬戸内電カシンプルプラン A/シンプルプラン A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 使用する最大容量(以下、「最大需要容量」といいます。)が 6 キロボルトアンペア未満であること。

②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

ただし、お客さまの電気使用量等データを考慮の上、当社が書面の提示を省略することがあります。

(4) 大阪電力ビジネス B/瀬戸内電力プラン[B]/ビジネス B/大阪電力プラン[B]/大阪電力ビジネス BF/大阪電力プラン[B]S/瀬戸内電力プラン[B]F/瀬戸内電力プラン[B]S/仕事でんき B/ビジネス BF/CO2 ゼロプラン[B]/カーボンフリープラン[B]/CO2 フリープラン[B]/瀬戸内電力シンプルプラン B/シンプルプラン B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものいたします。

(5) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。
- ③ 負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)が以下であること。

【北海道電力エリア】 13 パーセント未満

【東北電力エリア】 13 パーセント未満

【東京電力エリア】 13 パーセント未満

【中部電力エリア】 13 パーセント未満

【北陸電力エリア】 13 パーセント未満

【関西電力エリア】 20 パーセント未満

【中国電力エリア】 20 パーセント未満

【四国電力エリア】 20 パーセント未満

【九州電力エリア】 17.5 パーセント未満

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる

契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(9) オール電化

イ 適用範囲

本約款別表 10(1)または(2) または(3) または(4)に該当し、二(時間帯区分)に定める平日昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。)で、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

なお、別表 10(1)または(2) または(3) または(4)に該当し、お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表 10(1) または(3)における使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)または(2) または(4)における契約容量は、契約設備電力の算定によって算定された契約設備電力といたします。

(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)

オール電化 F については、マンションまたはアパート等で独立した1建物内の総戸数が3戸以上の集合住宅における需要を除きます。

(1)二(季節・時間帯区分)に定める平日昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。)であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。

ハ 契約電力

(1)各月の契約電力は、次の場合を除き、現在の契約電力を引き継ぐものといたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金条件により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、この料金条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金条件によって受けた電気の供給とみなします。

- b 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2)(1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、0.5キロワットといたします。

二 季節・時間帯区分

季節および時間帯区分は、次のとおりといたします。

【東北電力ネットワークエリア】

- (1) 昼間時間: 午前8時から午後10時までの時間をいいます。
- (2) 夜間時間: 昼間時間以外の時間をいいます。

【東京電力パワーグリッドエリア】

- (1) 昼間時間: 午前6時から翌午前1時までの時間をいいます。
- (2) 夜間時間: 昼間時間以外の時間をいいます。

【中部電力パワーグリッドエリア】

(1) オール電化スタンダードプラン

- a デイタイム: 平日午前10時から午後5時までの時間をいいます。
- b ホームタイム: 平日午前8時から午前10時、平日午後5時から午後10時、土日祝日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
- c ナイトタイム: 毎日午後10時から翌午前8時までの時間をいいます。

(2)オール電化モーニングプラン

- a デイタイム:平日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。
- b ホームタイム:平日午前 9 時から午前 10 時、平日午後 5 時から午後 11 時、
土日祝日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。
- c ナイトタイム:毎日午後 11 時から翌午前 9 時までの時間をいいます。

(3)オール電化イブニングプラン

- a デイタイム:平日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。
- b ホームタイム:平日午前 7 時から午前 10 時、平日午後 5 時から午後 9 時、
土日祝日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。
- c ナイトタイム:毎日午後 9 時から翌午前 7 時までの時間をいいます。

【関西電力送配電エリア】

(1)季節区分は、次のとおりといたします。

- a 夏季:毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- b 冬季:毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。
- c その他季:毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 11 月 30 日
までの期間をいいます。

(2)時間帯区分は、次のとおりといたします。

- a 昼間時間(デイタイム):毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。
ただし、休日扱い日に定める日の該当する時間を除きます。
- b 生活時間(リビングタイム):休日扱い日に定める日以外の毎日午前 7 時から
午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに休日扱い日に
定める日の午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。
- c 夜間時間(ナイトタイム):毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 11 時か
ら翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

(3)休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

【中国電力ネットワークエリア】

(1)デイタイム夏季:7 月 1 日から 9 月 30 日までの平日午前 9 時から午後 9 時ま
での時間をいいます。ただし、休日に定める日の該当する時間を除きます。

(2)デイタイム他季:10 月 1 日から翌 6 月 30 日までの平日午前 9 時から午後 9
時までの時間をいいます。ただし、休日に定める日の該当する時間を除きます。

(3)ナイトタイム:平日午後 9 時から翌午前 9 時までの時間をいいます。ただし、休
日に定める日の該当する時間を除きます。

(4)ホリデータイム:土曜、日曜、祝日および 1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1
日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日のすべての時間をいいます。

【四国電力送配電エリア】

(1)平日昼間時間毎日午前9時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、休日
日に定める日の該当する時間を除きます。

(2)夜間・休日時間平日昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

【九州電力送配電エリア】

(1)九州パワーオール電化 21

a 平日昼間・夏冬:毎年7月から9月、12月～翌年2月の平日午前7時から
午後9時までの時間をいいます。

b 平日昼間・春秋:毎年3月から6月、10月～11月の平日午前7時から午後
9時までの時間をいいます。

c 休日昼間・夏冬:毎年7月から9月、12月～翌年2月の休日午前7時から
午後9時までの時間をいいます。

d 休日昼間・春秋:毎年3月から6月、10月～11月の休日午前7時から午後
9時までの時間をいいます。

e 夜間:毎日午後9時から翌日午前7時までの時間をいいます。

(2)九州パワーオール電化 22

a 平日昼間・夏冬:毎年7月から9月、12月～翌年2月の平日午前8時から
午後10時までの時間をいいます。

b 平日昼間・春秋:毎年3月から6月、10月～11月の平日午前8時から午後
10時までの時間をいいます。

c 休日昼間・夏冬:毎年7月から9月、12月～翌年2月の休日午前8時から
午後10時までの時間をいいます。

d 休日昼間・春秋:毎年3月から6月、10月～11月の休日午前8時から午後
10時までの時間をいいます。

e 夜間:毎日午後10時から翌日午前8時までの時間をいいます。

(3)九州パワーオール電化 23

a 平日昼間・夏冬:毎年7月から9月、12月～翌年2月の平日午前9時から
午後11時までの時間をいいます。

b 平日昼間・春秋:毎年3月から6月、10月～11月の平日午前9時から午後
11時までの時間をいいます。

c 休日昼間・夏冬:毎年7月から9月、12月～翌年2月の休日午前9時から
午後11時までの時間をいいます。

d 休日昼間・春秋:毎年3月から6月、10月～11月の休日午前9時から午後
11時までの時間をいいます。

e 夜間:毎日午後11時から翌日午前9時までの時間をいいます。

(4)休日扱い日とは、次の日をいいます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

ホ 使用電力量の計量

(1)使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行いません。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、本約款 16(使用電力量の計量)に準ずるものいたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における30分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。)において合計した値(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものいたします。)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各時間帯ごとの使用電力量を合計した値といたします。

(2)計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

(7) CO2フリープラン/カーボンゼロ/CO2ゼロ

イ 適用範囲

(1)このCO2フリープラン契約は、当社と低圧の需給契約(以下「需給契約」といいます。)を締結しているお客様が、当社が提供する電気を実質再生可能エネルギーから生じるCO2排出量ゼロの価値(以下「CO2フリー価値」といいます。)を用いてCO2排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じて当該お客さまにCO2排出量を調整したメニュー(以下「CO2フリーメニュー」といいます。)を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2)当社は、CO2排出量の調整にあたり、当社が、調達した非化石証書を活用するものいたします。なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

(3)この個別プランは、基本契約プラン(低圧)(以下「基本プラン」といいます。)および他の個別プランと一体のものとし、かつ、当社とお客さまとの間の需給契約の一内容をなすものとして適用いたします。なお、基本プランおよび他の個別

プランが変更された場合は、変更後の基本プランおよび他の個別プランによります。

(4)この個別プランに定める事項について、基本プランまたは他の個別プランに異なる定めがある場合は、当該事項については、基本プランまたは他の個別プランによらず、この個別プランの規定を適用するものとしたします。

ハ プランの成立および適用期間

(1)CO2フリープランの適用期間は、当該メニューの成立日直後の検針日(成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。)から需給契約の消滅日までとしたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いCO2フリープランの適用期間も延長するものとしたします。

(2)お客さまは、CO2フリープランの適用を廃止することを希望する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。当社は、当該申し出に応じて、CO2フリーメニューの適用を終了いたします。ただし、原則として廃止日は検針日とし、当社とお客さまの協議のうえ決定いたします。

(3)尚、当社は電気の需給状況、電源調達環境等に応じて、CO2フリーオプション料金単価を変更する場合があります。この場合には、変更の3ヶ月前までに、当社は需要者に対し、変更後の料金単価および適用開始時期を当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

二 電源構成等

(1)当社は、この料金条件による電気の供給に先立ち、この料金条件により供給する電気が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで、実質的に再生可能エネルギー100%の電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(2)当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(3)当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として当社所定のインターネットサイトに掲載するなどの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

なお、落札できず需要家に提供出来なかったときであっても、需要家に対し、供給済みの電力に係る料金の返還や損害賠償その他一切の責務を負わないもの
といたします。

第 10 表 契約受付終了プラン

下記のプランは契約受付を終了しており、現在ご加入いただけません。

【東京電力エリア】

(1) 関東電力プラン[B]F

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	885.72 円
		40A	1180.96 円
		50A	1476.20 円
		60A	1771.44 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	29.96 円
	120kWh 超過 300kWh まで		35.44 円
	300kWh 超過分		37.79 円

(2) 関東電力プランB(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	885.72 円
		40A	1180.96 円
		50A	1476.20 円
		60A	1771.44 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	30.04 円
	120kWh 超過 300kWh まで		36.15 円
	300kWh 超過分		35.97 円

(3) 関東電力プランC(S)

(税込)

区分	単位	料金単価

基本料金		1kVA	295.24 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	32.69 円
	120kWh 超過 300kWh まで		33.91 円
	300kWh 超過分		35.95 円

(4) 関東電力プラン低圧電力(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	801.86 円
電力量料金	夏季	1kWh	29.92 円
	その他季		29.23 円

【中部電力エリア】

(1) 中部パワープラン[B]F

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	805.20 円
		40A	1073.60 円
		50A	1342.00 円
		60A	1610.40 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh	21.36 円
	120kWh 超過 300kWh まで		25.83 円
	300kWh 超過分		25.93 円

【北陸電力エリア】

(1) 北陸パワープラン[B]F

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	契約電流	30A	907.50 円
		40A	1210.00 円
		50A	1512.50 円
		60A	1815.00 円

電力量料金	120kWh まで	1kWh	26.80 円
	120kWh 超過 300kWh まで		29.78 円
	300kWh 超過分		30.24 円

(2) 北陸パワープラン[C]F (税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金	1kVA	302.50 円	
電力量料金	1kWh	最初の 120kWh まで	26.80 円
		120kWh 超過 300kWh まで	29.78 円
		300kWh 超過分	30.24 円

【関西電力エリア】

(1) 大阪電力プラン[A] (税込)

区分	単位	料金単価	
最低料金 (最初の 15kWh まで)	1 契約・月額	434.78 円	
電力量料金	1kWh	15kWh 超過 120kWh まで	20.71 円
		120kWh 超過 200kWh まで	27.26 円
		200kWh 超過 300kWh まで	21.92 円
		300kWh 超過分	24.97 円

(2) 大阪電力プラン[B] (税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金	1kVA	377.34 円	
電力量料金	1kWh	最初の 120kWh まで	16.53 円
		120kWh 超過 300kWh まで	20.45 円
		300kWh 超過分	23.46 円

(3) 大阪電力プラン[低圧電力] (税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW・月額	993.04 円

電力量料金	夏季	1kWh	14.62 円
	その他季		13.13 円

(4) 大阪電力ファミリーAF (税込)

区分		単位	料金単価
最低料金 (最初の 15kWh まで)		1 契約・月額	433.42 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	20.12 円
	120kWh 超過 300kWh まで		24.51 円
	300kWh 超過分		26.36 円

(5) 大阪電力プラン A(S) (税込)

区分		単位	料金単価
最低料金 (最初の 15kWh まで)		1 契約・月額	434.78 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	20.71 円
	120kWh 超過 200kWh まで		27.26 円
	200kWh 超過 300kWh まで		21.92 円
	300kWh 超過分		24.97 円

(7) 大阪電力プラン B(S) (税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	377.34 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	16.53 円
	120kWh 超過 300kWh まで		20.45 円
	300kWh 超過分		23.46 円

(8) 大阪電力プラン低圧電力(S) (税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	993.04 円
電力量料金	夏季	1kWh	14.62 円
	その他季		13.13 円

(8)大阪電力プラン非常用(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	496.52円
電力量料金	夏季	1kWh	14.62円
	その他季		13.13円

【中国電力エリア】

(1)瀬戸内電力プラン A(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約・月額	542.57円
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1kWh	34.71円
	120kWh超過200kWhまで		41.39円
	200kWh超過300kWhまで		39.18円
	300kWh超過分		39.65円

(2)瀬戸内電力プラン B(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約・月額	391.20円
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	1kWh	30.20円
	120kWh超過300kWhまで		35.69円
	300kWh超過分		37.37円

(3)瀬戸内電力プラン低圧電力(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	1092.30円
電力量料金	夏季	1kWh	26.98円
	その他季		25.69円

【四国電力エリア】

(1)お家でんき A

(税込)

区分	単位	料金単価
最低料金 (最初の 11kWh まで)	1 契約・月額	439.40 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	31.11 円
	120kWh 超過 200kWh まで	37.47 円
	200kWh 超過 300kWh まで	34.08 円
	300kWh 超過分	36.21 円

(2)仕事でんき B

(税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kVA	359.70 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	26.01 円
	120kWh 超過 300kWh まで	30.99 円
	300kWh 超過分	33.62 円

(3)低圧電力

(税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW・月額	1105.56 円
電力量料金	夏季	23.43 円
	その他季	21.99 円

(4)ファミリーAF

(税込)

区分	単位	料金単価
最低料金 (最初の 11kWh まで)	1 契約・月額	439.40 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	30.91 円
	120kWh 超過 300kWh まで	36.38 円
	300kWh 超過分	38.19 円

(5)お家でんき A(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金（最初の11kWhまで）		1契約・月額	439.40円
電力量料金	11kWh超過120kWhまで	1kWh	31.11円
	120kWh超過200kWhまで		37.47円
	200kWh超過300kWhまで		34.08円
	300kWh超過分		36.21円

(6)仕事でんきB(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	359.70円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	26.01円
	120kWh超過300kWhまで		30.99円
	300kWh超過分		34.90円

(7)低圧電力(S)

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	1072.06円
電力量料金	夏季	1kWh	25.98円
	その他季		24.54円

(8)公衆街路灯[A]

区分		単位	料金単価
需要家料金		1契約につき	66.00円
電灯料金	10Wまでの1灯につき	定額	134.42円
	10Wを超20Wまでの1灯につき		223.76円
	20Wを超40Wまでの1灯につき		401.32円
	40Wを超60Wまでの1灯につき		578.89円
	60Wを超100Wまでの1灯につき		933.02円
	100Wを超1灯につき50Wまでごとに		466.51円

(9)とくもりプラン[B]

(税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金	1kVA	397.1 円	
電力量料金	1kWh	最初の 120kWh まで	27.70 円
		120kWh 超過 300kWh まで	33.23 円
		300kWh 超過分	30.54 円

(10)とくもりプラン[B]フラット

(税込)

区分	単位	料金単価	
電力量料金	1kWh	最初の 120kWh まで	35.64 円
		120kWh 超過 300kWh まで	35.64 円
		300kWh 超過分	35.64 円

(11)あつもりプラン[低圧電力]

(税込)

区分	単位	料金単価	
基本料金	1kW・月額	1065.31 円	
電力量料金	1kWh	夏季	25.43 円
		その他季	24.43 円

(12)おうえんデンキファミリー[A]

(税込)

区分	単位	料金単価 (春秋季)	料金単価 (その他季)
最低料金 (最初の 11kWh まで)	1 契約・月額	439.40 円	439.40 円
電力量料金	1kWh	11kWh 超過 120kWh まで	31.11 円
		120kWh 超過 200kWh まで	37.47 円
		200kWh 超過 300kWh まで	34.08 円
		300kWh 超過分	36.21 円
			38.20 円

(13)蓄電池プラン[B]

(税込)

区分	単位	料金単価
----	----	------

基本料金		1kVA	359.70 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	26.01 円
	120kWh 超過 300kWh まで		30.99 円
	300kWh 超過分		33.62 円
	夜間		33.15 円

(14)動力セット[A]プラン

(税込)

区分		単位	料金単価
最低料金 (最初の 11kWh まで)		1 契約・月額	850.80 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	1kWh	31.11 円
	120kWh 超過 300kWh まで		37.73 円
	300kWh 超過分		38.19 円

(15)動力セット[動力]プラン

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	1105.56 円
電力量料金	夏季	1kWh	23.43 円
	その他季		21.99 円